

国民年金基金・国民年金基金連合会の 年金支給について

令和3年11月
国民年金基金連合会

I 国民年金基金に関する未請求件数等の状況

1 令和元年度末の時点で裁定請求を行っていない方その後の状況

- 令和元年度末の時点で裁定請求を行っていない方は7,390件であった。
- これらの方については、文書等により個別に再案内を行ったほか、住所不明者については市区町村への確認を行い、転居先住所の把握に努めるなどにより、令和2年度末においては3,339件に減少した。
- さらに、令和3年度も引き続き取組みを進め、未請求者の解消に努めているところであり、令和3年8月18日現在では、3,070件に減少した。

①

	令和元年度末 件数	令和2年度中に 処理した件数	令和2年度末 未請求件数	裁定済 の割合		令和3年8月18日 未請求件数	裁定済 の割合
件 数	7,390件	4,051件	3,339件	(55%)	⇒	3,070件	(58%)

※未請求件数とは、各時点において裁定処理がされていない件数であり、裁定請求書が提出されたが内容に不備等があり処理を保留している等の件数を含んでいる。

1 国民年金基金に関する未請求件数等の状況

2 令和2年度中に受給権が発生した方の状況

- 令和2年度中に受給権が発生した方は22,116件であった。
- このうち、同年度中に18,256件(83%)については裁定請求があり、同年度末では3,860件が未請求となった。
- これらの方についても、前述1と同様の取組みにより、令和3年8月18日現在では、1,241件に減少した。

②

	令和2年度中の 受給権発生者数	令和2年度中に 処理した件数	令和2年度末 未請求件数	裁定済 の割合		令和3年8月18日 未請求件数	裁定済 の割合
件 数	22,116件	18,256件	3,860件	(83%)	⇒	1,241件	(94%)

※未請求件数とは、各時点において裁定処理がされていない件数であり、裁定請求書が提出されたが内容に不備等があり処理を保留している等の件数を含んでいる。

I 国民年金基金に関する未請求件数等の状況

3 1および2の方の全体の状況

- 前述の1および2の方についての未請求解消の状況を全体としてみると、令和2年度末で7,199件だったものが、令和3年8月18日現在では4,311件に減少した。

	令和2年度末未請求件数			令和3年8月18日 未請求件数
	①+②	(うち令和元年度末までの 受給権発生分)①	(うち令和2年度新規受給 権発生分)②	
件数	7,199件	3,339件	3,860件	4,311件

※ 令和3年8月18日時点の未請求件数4,311件のうち、転居先住所が不明となっている方は940件(21.8%)である。

I 国民年金基金に関する未請求件数等の状況

(参考) 未請求となっている方の年金累計額について

① 令和元年度までに受給権が発生した方の未請求分の推移

	令和元年度末時点の状況	令和2年度末時点の状況		令和3年8月18日 時点の状況
未請求年金累計額 (令和元年度末ベース)	4,386 百万円	(3,336 百万円)	⇒	-
未請求年金累計額 (令和2年度末ベース)	-	4,295 百万円		(3,968 百万円)

※ 上記表中、令和2年度末時点の未請求年金累計額(令和元年度末ベース)として括弧内に記載した3,336百万円は、令和元年度末時点での未請求年金累計額4,386百万円から令和2年度に支払いを完了した額を差し引いた額である。

※ 同様に、令和3年8月18日時点の未請求年金累計額(令和2年度末ベース)として括弧内に記載した3,968百万円は、令和2年度末時点での未請求年金累計額4,295百万円から令和3年4月1日～8月18日に支払いを完了した額を差し引いた額である。

② 令和2年度中に受給権が発生した方の未請求分の推移

	令和2年度末時点の状況		令和3年8月18日 時点の状況
未請求年金累計額	389 百万円	⇒	(180 百万円)

※ 上記表中、令和3年8月18日時点の未請求年金累計額として括弧内に記載した180百万円は、令和2年度末時点での未請求年金累計額389百万円から令和3年4月1日～8月18日に支払いを完了した額を差し引いた額である。

II 国民年金基金連合会に関する未請求件数等の状況

1 令和元年度末の時点で裁定請求を行っていない方々のその後の状況

- 連合会は、基金を途中で脱退した方(60歳到達前かつ加入期間15年未満で基金を脱退した方)の年金原資を基金から移換を受け、受給年齢に達した際に年金(または亡くなられた際に一時金)を支給している。
- 令和元年度末の時点で裁定請求を行っていない方は4,611件であった。
- これらの方については、文書等により個別に再案内を行ったほか、住所不明者については市区町村への確認を行い、転居先住所の把握に努めるなどにより、令和2年度末においては3,208件に減少した。
- さらに、令和3年度も引き続き取組みを進め、未請求者の解消に努めているところであり、令和3年8月18日現在では、3,040件に減少した。

	令和元年度末 件数	令和2年度中に 処理した件数	令和2年度末 未請求件数	裁定済 の割合		令和3年8月18日 未請求件数	裁定済 の割合
件数	4,611件	1,403件	3,208件	(30%)	➡	3,040件	(34%)

※未請求件数とは、各時点において裁定処理がされていない件数であり、裁定請求書が提出されたが内容に不備等があり処理を保留している等の件数を含んでいる。

II 国民年金基金連合会に関する未請求件数等の状況

2 令和2年度中に受給権が発生した方の状況

- 令和2年度中に受給権が発生した方は11,021件であった。
- このうち、同年度中に8,689件(79%)については裁定請求があり、同年度末では2,332件が未請求となった。
- これらの方についても、前述1と同様の取組みにより、令和3年8月18日現在では、1,231件に減少した。

②

	令和2年度中の 受給権発生者数	令和2年度中に 処理した件数	令和2年度末 未請求件数	裁定済 の割合		令和3年8月18日 未請求件数	裁定済 の割合
件 数	11,021件	8,689件	2,332件	(79%)	⇒	1,231件	(89%)

※未請求件数とは、各時点において裁定処理がされていない件数であり、裁定請求書が提出されたが内容に不備等があり処理を保留している等の件数を含んでいる。

II 国民年金基金連合会に関する未請求件数等の状況

3 1および2の方の全体の状況

- 前述の1および2の方についての未請求解消の状況を全体としてみると、令和2年度末で5,540件だったものが、令和3年8月18日現在では4,271件に減少した。

	令和2年度末未請求件数			令和3年8月18日 未請求件数
	①+②	(うち令和元年度末までの 受給権発生分)①	(うち令和2年度新規受給 権発生分)②	
件数	5,540件	3,208件	2,332件	4,271件

※ 令和3年8月18日時点の未請求件数4,271件のうち、転居先住所が不明となっている方は1,806件(42.3%)である。

II 国民年金基金連合会に関する未請求件数等の状況

(参考) 未請求となっている方の年金累計額について

① 令和元年度までに受給権が発生した方の未請求分の推移

	令和元年度末時点の状況	令和2年度末時点の状況		令和3年8月18日 時点の状況
未請求年金累計額 (令和元年度末ベース)	1,114 百万円	(954 百万円)	⇒	-
未請求年金累計額 (令和2年度末ベース)	-	1,318 百万円		(1,254 百万円)

※ 上記表中、令和2年度末時点の未請求年金累計額(令和元年度末ベース)として括弧内に記載した954百万円は、令和元年度末時点での未請求年金累計額1,114百万円から令和2年度に支払いを完了した額を差し引いた額である。

※ 同様に、令和3年8月18日時点の未請求年金累計額(令和2年度末ベース)として括弧内に記載した1,254百万円は、令和2年度末時点での未請求年金累計額1,318百万円から令和3年4月1日～8月18日に支払いを完了した額を差し引いた額である。

② 令和2年度中に受給権が発生した方の未請求分の推移

	/	令和2年度末時点の状況		令和3年8月18日 時点の状況
未請求年金累計額	/	120 百万円	⇒	(83 百万円)

※ 上記表中、令和3年8月18日時点の未請求年金累計額として括弧内に記載した83百万円は、令和2年度末時点での未請求年金累計額120百万円から令和3年4月1日～8月18日に支払いを完了した額を差し引いた額である。